

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6542434号  
(P6542434)

(45) 発行日 令和1年7月10日(2019.7.10)

(24) 登録日 令和1年6月21日(2019.6.21)

(51) Int.Cl. F I  
G06Q 20/20 (2012.01) G06Q 20/20 350

請求項の数 8 (全 29 頁)

(21) 出願番号	特願2018-113708 (P2018-113708)	(73) 特許権者	000003562
(22) 出願日	平成30年6月14日 (2018.6.14)		東芝テック株式会社
(62) 分割の表示	特願2015-180742 (P2015-180742) の分割		東京都品川区大崎一丁目11番1号
原出願日	平成27年9月14日 (2015.9.14)	(74) 代理人	100108855
(65) 公開番号	特開2018-139155 (P2018-139155A)		弁理士 蔵田 昌俊
(43) 公開日	平成30年9月6日 (2018.9.6)	(74) 代理人	100103034
審査請求日	平成30年6月14日 (2018.6.14)		弁理士 野河 信久
		(74) 代理人	100075672
			弁理士 峰 隆司
		(74) 代理人	100153051
			弁理士 河野 直樹
		(74) 代理人	100179062
			弁理士 井上 正
		(74) 代理人	100189913
			弁理士 鶴飼 健

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 免税処理システム、受付装置及びプログラム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

受付装置および精算装置と、会計装置と、記憶装置とを含み、  
前記受付装置は、

物品を購入する購入者が免税対象者であることを証明する証明物に記録された情報を受け取る第1の受取手段と、

前記第1の受取手段で受け取った前記証明物に記録された情報に、前記購入者を識別する購入者コードを関連付けた免税受付データを生成する第1の生成手段と、

前記免税受付データを前記記憶装置に送信する第1の送信手段と、

前記購入者コードを示す情報を出力する出力手段と、

を具備し、

前記会計装置は、

前記購入者の前記購入者コードを受け取る第2の受取手段と、

前記購入者が購入した前記物品の販売に係る情報に前記第2の受取手段で受け取った当該購入者の前記購入者コードを関連付けた免税購入データを生成する第2の生成手段と

、  
前記免税購入データを前記記憶装置に送信する第2の送信手段と、  
を具備し、

前記記憶装置は、

前記第1の送信手段で送信された前記免税受付データに含まれる前記購入者コードが

設定された購入者データファイルに、当該免税受付データに含まれる前記証明物に記録された情報を記憶する第1の記憶手段と、

前記第2の送信手段で送信された前記免税購入データに含まれる前記購入者コードが設定された前記購入者データファイルに、当該免税購入データに含まれる前記物品の販売に係る情報を記憶する第2の記憶手段と、

を具備し、

前記精算装置は、

物品購入に対して払い戻しを受けようとする購入者の前記購入者コードを受け取る第3の受取手段と、

前記第3の受取手段で受け取った前記購入者コードが設定された前記購入者データファイルに記憶されている前記物品の販売に係る情報に基づいて、前記購入者コードで識別される購入者による課税対象物品の買上合計金額が免税対象か否かを判定する判定手段と、

を具備する免税処理システム。

【請求項2】

前記精算装置は、

前記判定手段により免税対象と判定された場合には、前記課税対象物品に賦課された税額を返金額として表示デバイスに表示し、免税対象外と判定された場合には、免税対象外である旨を前記表示デバイスに表示する、請求項1記載の免税処理システム。

【請求項3】

前記精算装置は、

前記判定手段により免税対象と判定された場合には、前記第3の受取手段で受け取った前記購入者コードが設定された前記購入者データファイルに記憶されている前記証明物に記録された情報に基づいて免税措置に必要な書面を作成する、請求項1又は2記載の免税処理システム。

【請求項4】

前記精算装置は、

前記判定手段により免税対象と判定された場合には、前記課税対象物品に賦課された税額に相当する現金の払出しを出金機に対して指令する、請求項1乃至3のうちいずれか1記載の免税処理システム。

【請求項5】

前記精算装置は、

前記判定手段により免税対象と判定された場合には、前記課税対象物品に賦課された税額に相当する現金の払出しを出金機に行わせるための情報が記録された媒体を発行する、請求項1乃至3のうちいずれか1記載の免税処理システム。

【請求項6】

物品を購入する購入者が免税対象者であることを証明する証明物に記録された情報を受け取る第1の受取手段と、

前記第1の受取手段で受け取った前記証明物に記録された情報に、前記購入者を識別する購入者コードを関連付けた免税受付データを生成する第1の生成手段と、

前記免税受付データに含まれる前記購入者コードが設定された購入者データファイルに対して当該免税受付データに含まれる前記証明物に記録された情報を記憶する記憶装置に、前記免税受付データを送信する第1の送信手段と、

前記購入者コードを示す情報を出力する出力手段と、

前記購入者の前記購入者コードを受け取る第2の受取手段と、

前記購入者が購入した前記物品の販売に係る情報に前記第2の受取手段で受け取った当該購入者の前記購入者コードを関連付けた免税購入データを生成する第2の生成手段と、

前記免税購入データを前記記憶装置に送信する第2の送信手段と、

前記第1の送信手段で送信された前記免税受付データに含まれる前記購入者コードが設定された前記購入者データファイルに、当該免税受付データに含まれる前記証明物に記録

10

20

30

40

50

された情報を記憶する第1の記憶手段と、

前記第2の送信手段で送信された前記免税購入データに含まれる前記購入者コードが設定された前記購入者データファイルに、当該免税購入データに含まれる前記物品の販売に係る情報を記憶する第2の記憶手段と、

物品購入に対して払い戻しを受けようとする購入者の前記購入者コードを受け取る第3の受取手段と、

前記第3の受取手段で受け取った前記購入者コードが設定された前記購入者データファイルに記憶されている前記物品の販売に係る情報に基づいて、前記購入者コードで識別される購入者による課税対象物品の買上合計金額が免税対象か否かを判定する判定手段と、を具備する免税処理システム。

10

【請求項7】

免税処理システムを構成する受付装置であって、

物品を購入する購入者が免税対象者であることを証明する証明物に記録された情報を受け取る第1の受取手段と、

前記第1の受取手段で受け取った前記証明物に記録された情報に、前記購入者を識別する購入者コードを関連付けた免税受付データを生成する第1の生成手段と、

前記免税受付データに含まれる前記購入者コードが設定された購入者データファイルに対して当該免税受付データに含まれる前記証明物に記録された情報を記憶する記憶装置に、前記第1の生成手段で生成した前記免税受付データを送信する第1の送信手段と、

前記購入者コードを示す情報を出力する出力手段と、  
を具備する受付装置。

20

【請求項8】

免税処理システムを構成する受付装置を制御するコンピュータを、

物品を購入する購入者が免税対象者であることを証明する証明物に記録された情報を受け取る第1の受取手段、

前記第1の受取手段で受け取った前記証明物に記録された情報に、前記購入者を識別する購入者コードを関連付けた免税受付データを生成する第1の生成手段、

前記免税受付データに含まれる前記購入者コードが設定された購入者データファイルに対して当該免税受付データに含まれる前記証明物に記録された情報を記憶する記憶装置に、前記第1の生成手段で生成した前記免税受付データを送信する第1の送信手段、及び、

前記購入者コードを示す情報を出力する出力手段、  
として機能させるためのプログラム。

30

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明の実施形態は、非居住者に対する免税制度に対応した免税処理システムに関する。

【背景技術】

【0002】

一般型消費税免税店の経営者が、外国人旅行者等の非居住者に対して一定の方法で物品を販売する場合には、その物品に賦課される物品税（消費税、酒税等）が免除される。昨今、商店街、ショッピングセンター、テナントビル等の特定商業施設においても、第三者である承認免税手続事業者がその施設内に免税手続カウンタを設置することで、手続委託型免税店による非居住者への物品販売に係る免税措置の手続を経営者に代わって行うことができるようになった。

40

【0003】

このような特定商業施設では、非居住者である購入者は、施設内の各免税店で物品を税込み価格で購入する。そして施設内での買物を終えると、購入者は免税手続カウンタへ赴き、免税措置の手続を行って税額の返金を受ける。

【0004】

50

具体的には購入者は、購入した物品の明細が記録されたレシート等とともに旅券（パスポート）等の非居住者であることを証明する証明物を承認免税手続事業者に提示する。承認免税手続事業者は、レシートの情報を基に購入者が購入した免税対象の物品を消耗品とそれ以外の一般物品とに区分けし、それぞれについて税抜き価格を合計して、免税対象か否かを判断する。そして免税対象である場合、承認免税手続事業者は、購入記録票、購入者誓約書、消耗品注意ラベル等の免税手続に必要な書面を作成する。

【0005】

ここで、購入者誓約書は、免税店において免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間の保管義務があるため、購入者が物品を購入した免税店毎に作成する。

10

【0006】

承認免税手続事業者は、購入記録票を旅券等に貼付して購入者へ返す。また承認免税手続事業者は、消耗品を梱包したケースの中身が把握できない場合には、内容物の明細、および出国まで開封しない等の注意喚起したものを貼付して購入者へ渡す。さらに承認免税手続事業者は、免税対象額を購入者に返金するとともに、購入者から各購入者誓約書への署名（サイン）を受け、サイン済の各購入者誓約書を回収する。以上で、免税措置の手続が終了する。なお、回収した購入者誓約書は、各免税店で保管される。

【0007】

このように、承認免税手続事業者が特定商業施設内に免税手続カウンタを設置することで、特定商業施設内の免税店の免税措置の手続を一括して行うことができる。しかしながら、現状のシステムでは、免税手続カウンタで行われる免税措置の手続が大変に煩雑であり、オペレータの負担が大きい上、手続に時間を要するという課題があった。

20

【先行技術文献】

【特許文献】

【0008】

【特許文献1】特開2012 234324号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0009】

本発明の実施形態が解決しようとする課題は、一般型消費税免税店、または承認免税手続事業者が運営する免税手続カウンタで行われる免税措置の手続を簡略化することで、オペレータの負担軽減、手続に要する時間短縮等の効果を奏し得る免税処理システムを提供しようとするものである。

30

【課題を解決するための手段】

【0010】

一実施形態において、免税処理システムは、受付装置および精算装置と、会計装置と、記憶装置とを含む。

受付装置は、第1の受取手段と、第1の生成手段と、第1の送信手段と、出力手段とを備える。第1の受取手段は、物品を購入する購入者が免税対象者であることを証明する証明物に記録された情報を受け取る。第1の生成手段は、第1の受取手段で受け取った証明物に記録された情報に、購入者を識別する購入者コードを関連付けた免税受付データを生成する。第1の送信手段は、免税受付データを記憶装置に送信する。出力手段は、購入者コードを示す情報を出力する。

40

会計装置は、第2の受取手段と、第2の生成手段と、第2の送信手段とを備える。第2の受取手段は、購入者の購入者コードを受け取る。第2の生成手段は、購入者が購入した物品の販売に係る情報に第2の受取手段で受け取った当該購入者の購入者コードを関連付けた免税購入データを生成する。第2の送信手段は、免税購入データを記憶装置に送信する。

記憶装置は、第1の記憶手段と、第2の記憶手段とを備える。第1の記憶手段は、第1の送信手段で送信された免税受付データに含まれる購入者コードが設定された購入者デー

50

タファイルに、当該免税受付データに含まれる証明物に記録された情報を記憶する。第2の記憶手段は、第2の送信手段で送信された免税購入データに含まれる購入者コードが設定された購入者データファイルに、当該免税購入データに含まれる物品の販売に係る情報を記憶する。

精算装置は、第3の受取手段と、判定手段とを備える。第3の受取手段は、物品購入に対して払い戻しを受けようとする購入者の購入者コードを受け取る。判定手段は、第3の受取手段で受け取った購入者コードが設定された購入者データファイルに記憶されている物品の販売に係る情報に基づいて、購入者コードで識別される購入者による課税対象物品の買上合計金額が免税対象か否かを判定する。

【図面の簡単な説明】

【0011】

【図1】一実施形態における免税処理システムの全体構成を示す模式図。

【図2】図1の免税処理システムに含まれるPOS端末の要部回路構成を示すブロック図

。

【図3】図1の免税処理システムに含まれる受付端末の要部回路構成を示すブロック図。

【図4】図1の免税処理システムに含まれる精算端末の要部回路構成を示すブロック図。

【図5】図1の免税処理システムに含まれる管理サーバの要部回路構成を示すブロック図

。

【図6】図5の管理サーバで記憶される免税品データベースのデータ構造を示す模式図。

【図7】図5の管理サーバで記憶される購入者データファイルのデータ構造を示す模式図

。

【図8】図7の購入者データファイルに記憶される購入レコードのデータ構造を示す模式図。

【図9】受付端末のCPUが制御プログラムに従って実行する主要な情報処理の手順を示す流れ図。

【図10】POS端末のCPUが制御プログラムに従って実行する主要な情報処理の手順を示す流れ図。

【図11】精算端末のCPUが制御プログラムに従って実行する主要な情報処理の手順を示す流れ図。

【図12】管理サーバのCPUが免税受付データ受信時に実行する主要な情報処理の手順を示す流れ図。

【図13】管理サーバのCPUが免税購入データ受信時に実行する主要な情報処理の手順を示す流れ図。

【図14】管理サーバのCPUが免税精算データ受信時に実行する主要な情報処理の手順を示す流れ図。

【図15】返金レシートの一発行例を示す模式図。

【発明を実施するための形態】

【0012】

以下、免税手続カウンタで行われる免税措置の手続を簡略化できる免税処理システムの実施形態について、図面を用いて説明する。

【0013】

図1は、免税処理システム1の全体構成を示す模式図である。免税処理システム1は、手続委託型の免税制度が適用される特定商業施設2（以下、施設2と称する）と、当該施設2の承認免税手続事業者またはこの事業者から委託を受けた企業体が管理するデータセンタ3との間で構築される。

【0014】

施設2は、商店街、ショッピングセンター、テナントビル等の店舗の集合体である。各店舗は、手続委託型の消費税免税店4（以下、免税店4と称する）として国等から認可されている。各免税店4では、それぞれ会計装置として周知のPOS（Point Of Sales）端末40が稼働している。1店舗当たりにおけるPOS端末40の台数は、特に制限される

10

20

30

40

50

ものではない。なお、施設 2 は、一般型の消費税免税店、すなわち 1 店舗だけの免税店であってもよい。

【 0 0 1 5 】

施設 2 には、承認免税手続事業者によって管理される免税受付カウンタ 5（以下、受付カウンタ 5 と称する）と免税手続カウンタ 6（以下、手続カウンタ 6 と称する）とが設置されている。受付カウンタ 5 と手続カウンタ 6 とは、施設 2 内の別々の場所に設置されていてもよいし、同一の場所に設置されていてもよい。

【 0 0 1 6 】

受付カウンタ 5 は、外国人旅行者等の非居住者が施設 2 内で買物をする前に、免税による物品の売買取引に必要な免税カード C または免税シート S の発行を受ける場所である。受付カウンタ 5 では、免税カード C または免税シート S を発行するための受付端末 5 0 が稼働している。受付端末 5 0 は、受付装置として機能する情報処理装置の一態様である。免税カード C は、情報を磁氣的または電氣的に保持可能なカード媒体（磁気カード、IC カード等）である。免税シート S は、例えばレシート用紙に必要な事項が印刷されたものである。

10

【 0 0 1 7 】

手続カウンタ 6 は、施設 2 内の免税店 4 で買物をした非居住者が免税措置の手続を行う場所である。手続の業務には、非居住者が免税店 4 で購入した物品に対して支払った物品税（消費税、酒税等）の返金業務、購入者誓約書、購入記録票、消耗品注意ラベル等の免税措置に必要な書面の発行業務、購入者誓約書の回収業務等がある。手続カウンタ 6 では、精算端末 6 0 が稼働している。精算端末 6 0 は、精算装置として機能する情報処理装置の一態様である。

20

【 0 0 1 8 】

データセンタ 3 は、少なくとも 1 つの施設 2 に対し、その施設 2 での免税措置の手続に係るデータの管理および免税措置の手続によって処理されたデータの保管を目的に設置される。複数の施設 2 での免税措置の手続に係るデータの管理および免税措置の手続によって処理されたデータの保管を、1 つのデータセンタが兼用してもよい。データセンタ 3 では、免税措置の手続に係るデータおよび免税措置の手続によって処理されたデータを管理するための管理サーバ 3 1 が稼働している。

30

【 0 0 1 9 】

なお図 1 では、管理サーバ 3 1 をデータセンタ 3 に設けているが、管理サーバ 3 1 を施設 2 内に設け、ネットワークで接続して管理するようにしてもよい。

【 0 0 2 0 】

免税処理システム 1 は、インターネット等のコンピュータネットワーク 7（以下、ネットワーク 7 と称する）を含む。そしてこのネットワーク 7 で、施設 2 内の各 POS 端末 4 0、受付端末 5 0 および精算端末 6 0 と、データセンタ 3 内の管理サーバ 3 1 とを、双方向通信自在に接続することによって、免税処理システム 1 が構築される。

【 0 0 2 1 】

図 2 は、POS 端末 4 0 の要部回路構成を示すブロック図である。POS 端末 4 0 は、CPU（Central Processing Unit）4 0 1、ROM（Read Only Memory）4 0 2、RAM（Random Access Memory）4 0 3、補助記憶デバイス 4 0 4、時計部 4 0 5、通信インターフェース 4 0 6、LAN インターフェース 4 0 7、キーボード 4 0 8、ディスプレイ 4 0 9、レシートプリンタ 4 1 0、スキャナ 4 1 1、カードリーダー 4 1 2、ドロワ 4 1 3 およびタッチパネル 4 1 4 を搭載する。そして POS 端末 4 0 は、CPU 4 0 1 と ROM 4 0 2、RAM 4 0 3、補助記憶デバイス 4 0 4、時計部 4 0 5、通信インターフェース 4 0 6、LAN インターフェース 4 0 7、キーボード 4 0 8、ディスプレイ 4 0 9、レシートプリンタ 4 1 0、スキャナ 4 1 1、カードリーダー 4 1 2、ドロワ 4 1 3 およびタッチパネル 4 1 4 とを、アドレスバス、データバス、制御信号線等のシステム伝送路 4 1 5 によって直接、または入出力回路を介して間接的に接続している。

40

【 0 0 2 2 】

50

POS 端末 40 は、CPU 401、ROM 402、RAM 403 および補助記憶デバイス 404 と、これらを接続するシステム伝送路 415 とによってコンピュータを構成する。

【0023】

CPU 401 は、上記コンピュータの中核部分に相当する。CPU 401 は、オペレーティングシステムやアプリケーションプログラムに従って、POS 端末 40 としての各種の機能を実現するべく各部を制御する。

【0024】

ROM 402 は、上記コンピュータの主記憶部分に相当する。ROM 402 は、上記のオペレーティングシステムやアプリケーションプログラムを記憶する。ROM 402 は、CPU 401 が各部を制御するための処理を実行する上で必要なデータを記憶する場合もある。

10

【0025】

RAM 403 は、上記コンピュータの主記憶部分に相当する。RAM 403 は、CPU 401 が処理を実行する上で必要なデータを記憶する。また RAM 403 は、CPU 401 によって情報が適宜書き換えられるワークエリアとしても利用される。

【0026】

補助記憶デバイス 404 は、上記コンピュータの補助記憶部分に相当する。補助記憶デバイス 404 は、例えば EEPROM (Electric Erasable Programmable Read-Only Memory)、HDD (Hard Disc Drive)、あるいは SSD (Solid State Drive) などである。補助記憶デバイス 404 は、CPU 401 が各種の処理を行う上で使用するデータ、あるいは CPU 401 での処理によって生成されたデータ等を保存する。補助記憶デバイス 404 は、上記のアプリケーションプログラムを記憶する場合もある。

20

【0027】

時計部 405 は、POS 端末 40 の時刻情報源として機能する。CPU 401 は、時計部 405 によって計時される時刻情報を基に、現在の日付及び時間を計時する。

通信インターフェース 406 は、ネットワーク 7 に接続される。通信インターフェース 406 は、ネットワーク 7 を介してデータセンタ 3 の管理サーバ 31 と予め設定されたプロトコルに従いデータ通信を行う。

【0028】

30

LAN インターフェース 407 は、店内に形成された LAN 41 に接続される。LAN 41 は、有線 LAN でもよいし、無線 LAN でもよい。LAN 41 には、POS 端末 40 以外に、店内で販売される商品 (免税品、非免税品を含む) に関する種々のデータが保存された商品データベース等を管理するためのストアサーバ 42 等が接続される。LAN インターフェース 407 は、LAN 41 を介してストアサーバ 42 等と予め設定されたプロトコルに従いデータ通信を行う。

【0029】

キーボード 408 は、点数、金額等の数値を置数するための置数キーの他、乗算キー、小計キー、締めキー等の種々のファンクションキーを配設した専用の入力デバイスである。汎用のキーボードの任意のキーに、POS 端末 40 で必要な機能を割り付けたものであってもよい。締めキーは、商取引の登録締めに操作者が宣言するためのキーである。商取引とは、1 人の購入者との間で商品の売買を行う行為である。

40

【0030】

ディスプレイ 409 は、商品名、価格、合計金額、釣銭額等を表示するための表示デバイスである。ディスプレイ 409 は、POS 端末 40 を操作する店員用と購入者用の 2 種類ある。

なお、入力デバイスと表示デバイスとを兼用したタッチパネルをキーボード 408 及びディスプレイ 409 の代わりに適用してもよい。

【0031】

レシートプリンタ 410 は、所定のレシート用紙に 1 商取引の明細を表すレシートデー

50

タを印字する。印字されたレシート用紙は、カッタにより切断されて、購入明細レシートとして発行され、購入者に渡される。

【 0 0 3 2 】

スキャナ 4 1 1 は、バーコード、二次元データコード等のコードシンボルを光学的に読み取る。各商品の多くには、その商品固有の商品コードをバーコード化したコードシンボルが付されている。スキャナ 4 1 1 は、購入者が購入する商品に付されたコードシンボルの読取りに供される。また、免税シート S には、バーコードが印刷されており、スキャナ 4 1 1 は、このバーコードの読取りにも供される。

【 0 0 3 3 】

カードリーダー(第2のカードリーダー) 4 1 2 は、カード媒体に記録されたデータを読み取る。カード媒体が磁気カードの場合、カードリーダー 4 1 2 は磁気カードリーダーである。カード媒体が IC カードの場合、カードリーダー 4 1 2 は IC カードリーダーである。IC カードリーダーは、接触タイプでもよいし、非接触タイプでもよい。カードリーダー 4 1 2 は、購入者が使用するクレジットカード、ポイントカード等に記録されたデータの読取りに供される。またカードリーダー 4 1 2 は、免税カード C に記録されたデータの読取りにも供される。このため、免税カード C が磁気カードであれば、カードリーダー 4 1 2 は磁気カードリーダーとなる。免税カード C が IC カードであれば、カードリーダー 4 1 2 は IC カードリーダーとなる。

10

【 0 0 3 4 】

ドロワ 4 1 3 は、現金等を収容するもので、CPU 4 0 1 からの開放信号に応じて開放動作する。ドロワ 4 1 3 が開放することにより、店員と購入者との間で預り金または釣銭等の現金の受け渡しが可能となる。なお、POS 端末 4 0 は、ドロワ 4 1 3 の代わりに自動釣銭機を接続してもよい。その場合、自動釣銭機は、CPU 4 0 1 からの払出データに基づき、釣銭としての現金を払い出す。

20

【 0 0 3 5 】

タッチパネル 4 1 4 は、表示デバイスおよびタッチセンサを含む。表示デバイスは、その表示画面を、GUI 画面などの任意の画面とする。表示デバイスとしては、例えばカラー LCD 等の周知のデバイスを利用できる。タッチセンサは、表示デバイスの表示面に重ねて配置されている。タッチセンサは、表示デバイスの表示面への操作者のタッチ位置を検出し、その位置情報を CPU 4 0 1 へと送る。タッチセンサとしては、周知のデバイス

30

【 0 0 3 6 】

図 3 は、受付端末 5 0 の要部回路構成を示すブロック図である。受付端末 5 0 は、CPU 5 0 1、ROM 5 0 2、RAM 5 0 3、補助記憶デバイス 5 0 4、時計部 5 0 5、通信インターフェース 5 0 6、タッチパネル 5 0 7、カードリーダー 5 0 8、プリンターインターフェース 5 0 9 および外部機器インターフェース 5 1 0 を搭載する。そして受付端末 5 0 は、CPU 5 0 1 と、ROM 5 0 2、RAM 5 0 3、補助記憶デバイス 5 0 4、時計部 5 0 5、通信インターフェース 5 0 6、タッチパネル 5 0 7、カードリーダー 5 0 8、プリンターインターフェース 5 0 9 および外部機器インターフェース 5 1 0 とを、アドレスバス、データバス、制御信号線等のシステム伝送路 5 1 1 によって直接、または入出力回路を介して間接的に接続している。

40

【 0 0 3 7 】

受付端末 5 0 の CPU 5 0 1、ROM 5 0 2、RAM 5 0 3、補助記憶デバイス 5 0 4、時計部 5 0 5 及び通信インターフェース 5 0 6 は、POS 端末 4 0 のものと同様である。

【 0 0 3 8 】

タッチパネル 5 0 7 は、表示デバイスおよびタッチセンサを含む。表示デバイスは、その表示画面を、GUI 画面などの任意の画面とする。表示デバイスとしては、例えばカラー LCD 等の周知のデバイスを利用できる。タッチセンサは、表示デバイスの表示面に重ねて配置されている。タッチセンサは、表示デバイスの表示面への操作者のタッチ位置を

50



検出し、その位置情報をCPU501へと送る。タッチセンサとしては、周知のデバイスを利用できる。

【0039】

カードリーダー(第1のカードリーダー)508は、カード媒体に記録されたデータを読み取る。カード媒体が磁気カードの場合、カードリーダー508は磁気カードリーダーである。カード媒体がICカードの場合、カードリーダー508はICカードリーダーである。ICカードリーダーは、接触タイプでもよいし、非接触タイプでもよい。カードリーダー508は、免税カードCに記録されたデータの読取りに供される。このため、免税カードCが磁気カードであれば、カードリーダー508は磁気カードリーダーとなる。免税カードCがICカードであれば、カードリーダー508はICカードリーダーとなる。

10

【0040】

プリンタインターフェース509は、通信ケーブル51Cを介して着脱自在に接続されるプリンタ51との間で、予め設定されたプロトコルに従いデータ通信を行う。プリンタ51は、免税シートSの印刷に供される。この種のプリンタ51としては、サーマルプリンタまたはドットインパクトプリンタ等を適用できる。受付端末50を周知のPOS端末で構成し、このPOS端末に搭載されているレシートプリンタを、免税シートSを印刷するためのプリンタとしてもよい。

【0041】

外部機器インターフェース510は、通信ケーブル52Cを介して着脱自在に接続されるOCR(Optical Character Reader)52との間で、予め設定されたプロトコルに従いデータ通信を行う。OCR52は、非居住者であることを証明する証明物、例えば旅券に記録されている情報(旅券の種類、氏名、旅券番号、国籍、生年月日、性別、旅券の有効期限等)を光学的に読み取るために供される。なお、証明物は、旅券に限らない。例えば沖縄県のように特定免税制度が施行されている地域では、その地域から出発する航空便の航空券等であってもよい。

20

【0042】

図4は、精算端末60の要部回路構成を示すブロック図である。精算端末60は、CPU601、ROM602、RAM603、補助記憶デバイス604、時計部605、通信インターフェース606、タッチパネル607、スキャナ608、カードリーダー609、プリンタインターフェース610および2つの外部機器インターフェース611,612を搭載する。そして精算端末60は、CPU601と、ROM602、RAM603、補助記憶デバイス604、時計部605、通信インターフェース606、タッチパネル607、スキャナ608、カードリーダー609、プリンタインターフェース610および外部機器インターフェース611,612とを、アドレスバス、データバス、制御信号線等のシステム伝送路613によって直接、または入出力回路を介して間接的に接続している。

30

【0043】

精算端末60のCPU601、ROM602、RAM603、補助記憶デバイス604、時計部605及び通信インターフェース606は、POS端末40及び受付端末50のものと同様である。

【0044】

タッチパネル607は、表示デバイスおよびタッチセンサを含む。表示デバイスは、その表示画面を、GUI画面などの任意の画面とする。表示デバイスとしては、例えばカラーLCD等の周知のデバイスを利用できる。タッチセンサは、表示デバイスの表示面に重ねて配置されている。タッチセンサは、表示デバイスの表示面への操作者のタッチ位置を検出し、その位置情報をCPU601へと送る。タッチセンサとしては、周知のデバイスを利用できる。

40

【0045】

スキャナ608は、バーコード、二次元データコード等のコードシンボルを光学的に読み取る。スキャナ608は、免税シートSに印刷されたバーコードの読取りに供される。

【0046】

50

カードリーダー(第3のカードリーダー)609は、カード媒体に記録されたデータを読み取る。カード媒体が磁気カードの場合、カードリーダー609は磁気カードリーダーである。カード媒体がICカードの場合、カードリーダー609はICカードリーダーである。ICカードリーダーは、接触タイプでもよいし、非接触タイプでもよい。カードリーダー609は、免税カードCに記録されたデータの読取りに供される。このため、免税カードCが磁気カードであれば、カードリーダー609は磁気カードリーダーとなる。免税カードCがICカードであれば、カードリーダー609はICカードリーダーとなる。

【0047】

プリンターインターフェース610は、通信ケーブル61Cを介して着脱自在に接続されるプリンタ61との間で、予め設定されたプロトコルに従いデータ通信を行う。プリンタ61は、購入記録票、消耗品注意ラベル等の書面の印刷に供される。この種のプリンタ61としては、サーマルプリンタまたはドットインパクトプリンタ等を適用できる。精算端末60を周知のPOS端末で構成し、このPOS端末に搭載されているレシートプリンタを、上記書面を印刷するためのプリンタとしてもよい。

10

【0048】

外部機器インターフェース611は、通信ケーブル62Cを介して着脱自在に接続されるペンタブレット62との間で予め設定されたプロトコルに従いデータ通信を行う。ペンタブレット62は、板状のタブレット本体に対する電子ペンの位置をタブレット本体に内蔵したセンサで読み取るもので、電子ペンの軌跡を検出しユーザの書込み情報として電子的に取り込む検出デバイスである。ペンタブレット62としては、液晶ペンタブレット等の周知のものを適用できる。ペンタブレット62は、電子文書である購入者誓約書に購入者の電子署名(電子サイン)を記録するために供される。

20

【0049】

外部機器インターフェース612は、通信ケーブル63Cを介して着脱自在に接続される出金機63との間で予め設定されたプロトコルに従いデータ通信を行う。出金機63は、紙幣および硬貨の現金を金種別に収納したストックと、出金データに応じた金額の現金をストックから払出口に払い出す機構とを有する。出金機63は、施設2内の免税店4において税込み価格で免税品を購入し、手続きカウンタ6で免税手続を終えた購入者(非居住者)に対し返金される免税対象額を出金する。出金機63は、POS端末と連動する周知の自動釣銭機であってもよい。また、出金機63の代わりに、現金を収納したドロワを接続し、このドロワをCPU601からの開放信号に応じて開放動作するように制御してもよい。この場合には、タッチパネル607に免税対象額を表示させることによって、手続きカウンタ6の業務担当者が免税対象額に相当する現金をドロワから揃えて購入者に手渡すことになる。

30

【0050】

図5は、管理サーバ31の要部回路構成を示すブロック図である。管理サーバ31は、CPU311、ROM312、RAM313、補助記憶デバイス314、時計部315、通信インターフェース316およびLANインターフェース317を搭載する。そして管理サーバ31は、CPU311とROM312、RAM313、補助記憶デバイス314、時計部315、通信インターフェース316およびLANインターフェース317とを、アドレスバス、データバス、制御信号線等のシステム伝送路318によって直接、または入出力回路を介して間接的に接続している。

40

【0051】

管理サーバ31のCPU311、ROM312、RAM313、補助記憶デバイス314、時計部315及び通信インターフェース316は、POS端末40、受付端末50及び精算端末60のものと同様である。

【0052】

LANインターフェース317は、データセンタ3内に形成されたLANに接続される。LANは、有線LANでもよいし、無線LANでもよい。

【0053】

50

かかる構成の管理サーバ31は、補助記憶デバイス314において、免税品データベース34と購入者データファイル35とを記憶可能である。免税品データベース34は、各免税店4で非居住者に対して物品税が免除されて販売される物品、いわゆる免税品に関するデータを保存する。

【0054】

免税品には、食料品、飲料類、薬品類、化粧品類等の消耗品と、消耗品以外の一般物品とがある。我が国では現在、消耗品については、同一の非居住者に対する同一施設2内の免税店4での1日の販売合計額が5千円を超え、50万円までの範囲内のとき免税対象となる。すなわち、5千1円と50万円とが消耗品の免税点に設定されている。一方、一般物品については、同販売合計金額が1万円を超える場合に免税対象となる。すなわち、1万1円が一般物品の免税点に設定されている。

10

【0055】

図6は、免税品データベース34に保存されるデータの一部を示す模式図である。図6に示すように、免税品データベース34には、店舗コード、商品コード、品目名、価格、消費税区分、免税区分の各項目を含むデータレコードが保存される。店舗コードは、免税店4を個々に識別するために免税店4毎に設定された一意のコードである。商品コードは、対応する店舗コードで識別される免税店4で販売される商品(免税品、非免税品を含む)を個々に識別するために商品毎に設定された一意のコードである。因みに、同一種類の商品に対する商品コードが各免税店4で共通であってもよいし、免税店4毎に異なってもよい。また、別種類の商品に対して異なる免税店4で同一の商品コードが付されることを妨げるものでもない。

20

【0056】

品目名は、対応する商品コードで識別される商品の名称である。価格は、対応する商品コードで識別される商品に対しての価格(税込価格または税抜価格)である。因みに、同一種類の商品に対する品目名または価格が各免税店4で共通であってもよいし、免税店4毎に異なってもよい。

【0057】

消費税区分は、対応する商品コードで識別される商品が税込で定義されるのか、税抜で定義されるのか、また消費税率がいくらかで設定されているのかを区分けする情報である。消費税区分が税込を定義する区分の場合、価格は、税込価格である。そして、この税込価格と消費税率とから税抜価格及び消費税金額を算出可能である。消費税区分が税抜を定義する区分の場合、価格は、税抜価格である。そして、この税抜価格と消費税率とから税込価格及び消費税金額を算出可能である。因みに、同一種類の商品に対する消費税区分が各免税店4で共通であってもよいし、免税店4毎に異なってもよい。また、同一の免税店4で取り扱う各商品においても消費税区分が異なってもよい。

30

【0058】

免税区分は、対応する商品コードで識別される商品が消耗品として定義されるのか、消耗品以外の一般物品として定義されるのか、あるいは免税対象外として定義されるのかを区分けする情報である。例えば管理サーバ31のCPU311は、区分が“1”の場合、この区分に対応する商品は消耗品であると認識する。同様にCPU311は、区分が“2”の場合、この区分に対応する商品は一般物品であると認識し、区分が“3”の場合、この区分に対応する商品は免税対象外であると認識する。なお、対応する商品コードで識別される商品が非課税の商品である場合には、区分が設定されないか、“1”、“2”または“3”以外の区分が設定される。

40

【0059】

購入者データファイル35は、施設2の受付カウンタ5で免税カードCまたは免税シートSの発行を受けた非居住者、すなわち免税店4で免税品を購入する意思を表した購入者に関する種々のデータを保存する領域である。ここに管理サーバ31は、記憶装置として機能する。

【0060】

50

図7は、購入者データファイル35に保存される主要なデータ項目を表す模式図である。図7に示すように、購入者データファイル35には、購入者コード、非居住者データ、受付日時、精算日時、一般物品購入レコード、消耗品購入レコード、一般物品合計および消耗品合計の各データが保存される。

#### 【0061】

購入者コードは、施設2の受付カウンタ5で免税カードCまたは免税シートSの発行を受けた購入者を個々に識別する一意のコードである。非居住者データは、対応する購入者コードで識別される購入者から提示された非居住者であることを証明する物に記載されている情報である。例えば、非居住者であることを証明する証明物が旅券(パスポート)の場合、旅券の種類、氏名、旅券番号、国籍、生年月日、性別、旅券の有効期限等が非居住者データに含まれる。受付日時は、対応する購入者コードで識別される購入者が、受付カウンタ5にて受付をした日時である。精算日時は、対応する購入者コードで識別される購入者が、手続カウンタ6にて精算をした日時である。

10

#### 【0062】

一般物品購入レコードは、対応する購入者コードで識別される購入者が各免税店4で購入した免税品のうち、一般物品の販売に関するデータを記録したものである。消耗品購入レコードは、同購入者が各免税店4で購入した免税品のうち、消耗品の販売に関するデータを記録したものである。一般物品購入レコードおよび消耗品購入レコードは、共通のデータ構造を有しており、それぞれ免税品毎に作成される。一般物品合計は、対応する購入者コードで識別される購入者が各免税店4で購入した免税品のうち、一般物品の購入点数および税抜価格をそれぞれ合計したものである。消耗品合計は、同購入者が各免税店4で購入した免税品のうち、消耗品の購入点数および税抜価格をそれぞれ合計したものである。

20

#### 【0063】

図8は、一般物品購入レコードおよび消耗品購入レコードに含まれるデータの構造を示す模式図である。図8に示すように、一般物品購入レコードおよび消耗品購入レコードには、店舗コード、商品コード、品目名、購入点数、価格、消費税金額等が含まれる。店舗コード、商品コード、品目名、購入点数については、前述したとおりである。価格は、税抜価格である。消費税金額は、対応する商品コードで識別される商品に対して賦課される消費税の金額である。

30

#### 【0064】

図9は、受付端末50のCPU501が制御プログラムにしたがって実行する制御処理の主要な手順を示す流れ図である。図10は、POS端末40のCPU401が制御プログラムにしたがって実行する制御処理の主要な手順を示す流れ図である。図11は、精算端末60のCPU601が制御プログラムにしたがって実行する制御処理の主要な手順を示す流れ図である。図12~図14は、管理サーバ31のCPU311が制御プログラムにしたがって実行する制御処理の主要な手順を示す流れ図である。以下、図9乃至図14を用いて、免税処理システム1の動作について説明する。なお、以下に説明する処理の内容は一例であって、同様な結果を得ることが可能な様々な処理を適宜に利用できる。

40

#### 【0065】

はじめに、施設2の承認免税手続事業者は、受付カウンタ5と手続カウンタ6とにそれぞれ業務担当者を配置する。業務担当者は、受付カウンタ5と手続カウンタ6との業務を兼任してもよい。

#### 【0066】

物品税に対する免税制度を活用して施設2内の各免税店4で買物をする外国人旅行者等の非居住者は、まず、受付カウンタ5へ赴く。そして非居住者は、非居住者であることを証明する証明物として例えば旅券を業務担当者に提示する。業務担当者は、受付端末50を起動させる。例えば受付端末50は、タッチパネル507がタッチ操作されると、起動する。受付端末50が起動すると、CPU501は、図9の流れ図に示す手順の処理、いわゆる受付処理を開始する。

50

## 【 0 0 6 7 】

先ずCPU501は、Act1として非居住者データを受け取る。具体的にはCPU501は、タッチパネル507に、「旅券の情報を読み取ってください」等のガイダンスを表示させる。このガイダンスを確認した業務担当者は、非居住者が提示した旅券の旅券番号等が記録された頁の文字情報をOCR52に読み取らせる。OCR52によって読み取られた旅券の文字情報は、外部機器インターフェース510を介してCPU501に与えられる。CPU501は、文字情報を解析して、旅券の種類、氏名、旅券番号、国籍、生年月日、性別、旅券の有効期限等の旅券情報を非居住者データとして受け取る。ここにCPU501は、Act1の処理によって証明物に記録された情報を受け取る第1の受取手段を構成する。

10

## 【 0 0 6 8 】

次いでCPU501は、Act2として非居住者データを正当に受け取ることができたか否かを判定する。例えばOCR52によって読み取られた文字情報を解析したが、旅券情報の全部あるいは一部を受け取れなかった場合、CPU501は、非居住者データを受け取ることができなかつたと判定する。非居住者データを受け取ることができなかつた場合(Act2にてNO)、CPU501は、例えばタッチパネル507に、「旅券の情報を読み取れませんでした」等のエラーメッセージを表示させる。以上で、受付処理を終了する。

## 【 0 0 6 9 】

非居住者データを受け取ることができた場合(Act2にてYES)、CPU501は、Act3として受付端末50に設定されたオプションを判定する。承認免税手続事業者は、施設2内で買物をする非居住者に対し、受付カウンタ5にて免税カードCまたは免税シートSを発行する。免税カードCと免税シートSとのどちらを発行するかは、予め施設2で決める。免税カードCを発行する施設2では、受付端末50に対して予め免税カード発行のオプションが設定される。免税シートSを発行する施設2では、受付端末50に対して予め免税シート発行のオプションが設定される。なお、受付端末50に対して予め免税カードCおよび免税シートSの発行無しのオプションが設定される場合もある。この場合には、免税カードまたは免税シートは発行されない。これらのオプションの設定は、例えば免税処理システム1のメンテナンス担当者がタッチパネル507を操作して、RAM503に記憶されているオプションフラグをセットまたはリセットすることによって行われる。

20

30

## 【 0 0 7 0 】

CPU501は、Act4としてオプションフラグの状態をチェックし、免税カードCの発行が設定されているか、免税シートSの発行が設定されているか、免税カードCおよび免税シートSの発行無しが設定されているかを識別する。

## 【 0 0 7 1 】

免税カードSの発行が設定されている場合(Act4にてYES)、CPU501は、Act5として購入者コードを受け取る。具体的にはCPU501は、タッチパネル507に、「免税カードCのデータを読み取ってください」等のガイダンスを表示させる。このガイダンスを確認した業務担当者は、予め受付カウンタ5にストックされている免税カードCを1枚取り出す。免税カードCには、予め一意のコードが記録されている。業務担当者は、取り出した免税カードCに記録されているコードをカードリーダ508で読み取らせる。カードリーダ508で読み取られたコード(カードデータ)は、CPU501に与えられる。CPU501は、この免税カードC毎の一意のコードを購入者コードとして受け取る。ここにCPU501は、Act5の処理によって、カード媒体(免税カードC)に記録される購入者コードを受け取る第4の受取手段を構成する。

40

## 【 0 0 7 2 】

一方、免税シートSの発行、または免税カードCおよび免税シートSの発行無しが設定されている場合には(Act4にてNO)、CPU501は、Act6として購入者コードを生成する。具体的にはCPU501は、Act1の処理で取得した旅券情報の旅券番号と、時計部505で計時されている日時情報とから、購入者コードを生成する。例えばCPU5

50

01は、旅券番号の後に日時情報を追加したコードを購入者コードとする。あるいは、旅券番号の前に日時情報を追加したコードを購入者コードとする。ここにCPU501は、Act6の処理によって、証明物に記録された情報から購入者コードを生成する第3の生成手段を構成する。

【0073】

Act5またはAct6の処理を終えると、CPU501は、Act7として免税受付データを生成する。免税受付データは、購入者コードと非居住者データと受付日時とを含む。すなわちCPU501は、Act5の処理で受け取った購入者コードまたはAct6の処理で生成した購入者コードに、Act1の処理で受け取った非居住者データと時計部505で計時されている日時情報(受付日時)とを関連付けて、免税受付データとする。ここにCPU501は、Act7の処理によって、証明物に記録された情報から購入者コードと関連付けた免税受付データを生成する第1の生成手段を構成する。

10

【0074】

CPU501は、Act8として免税受付データを管理サーバ31に送信する。具体的にはCPU501は、免税受付データを管理サーバ31へと送信するように通信インターフェース506に通知する。この通知を受けて、通信インターフェース506は、ネットワーク7を介して免税受付データを管理サーバ31に送信する。ここに、CPU501は、通信インターフェース506と協働して、免税受付データを管理サーバ31(記憶装置)に送信する第1の送信手段を構成する。

【0075】

20

CPU501は、Act9として免税シートSを発行する。発行する免税シートSの内容は、Act3として判定したオプションフラグの状態によって異なる。具体的にはCPU501は、免税シートSの発行のオプションが設定されている場合、Act6にて生成した購入者コードのバーコードを含む免税シートSの印刷データを生成する。この印刷データには、上記バーコード以外に、時計部505で計時されている日時情報、施設2のロゴ情報、当該免税シートSの使用法を示すテキストデータ等が含まれる。また、免税カードCのオプションが設定されている場合、上記バーコード以外の印刷データを生成する。CPU501は、免税シートSの印刷データをプリンタ51へと出力することをプリンタインターフェース509に通知する。この通知を受けて、プリンタインターフェース509は、免税シートSの印刷データをプリンタ51に出力する。以上の処理により、プリンタ51が駆動し、免税シートSが発行される。ここに、CPU501は、プリンタ51と協働して、購入者コードが印刷されたシートを発行する第1の発行手段を構成する。なお、受付端末50に対して免税カードCおよび免税シートSの発行無しのオプションが設定された場合は、上記免税シートSは発行しない。

30

【0076】

免税受付データを受信した管理サーバ31のCPU311は、図12の流れ図に示す手順の情報処理を開始する。

まずCPU311は、Act51として受信データが免税受付データであるか確認する。受信データが免税受付データである場合(Act51にてYES)、CPU311は、Act52として補助記憶デバイス314上に新規の購入者データファイル35を作成する。

40

【0077】

次いでCPU311は、Act53として免税受付データから購入者コードを取得する。またCPU311は、Act54として免税受付データから非居住者データを取得する。さらにCPU311は、Act55として免税受付データから受付日時を取得する。なお、Act53, 54, 55の手順は、この順序に限定されるものではない。いかなる手順でもよいので、免税受付データから購入者コード、非居住者データおよび受付日時を取得できればよい。

【0078】

Act53, 54, 55の処理を終えると、CPU311は、Act56として免税受付データから取得した購入者コード、非居住者データおよび受付日時を、Act52の処理で作成

50

した購入者データファイル35に記憶する。以上でCPU311は、免税受付データに対する受信処理を終了する。ここにCPU311は、補助記憶デバイス314と協働して、免税受付データを受信したことに応じてその免税受付データに含まれる購入者コードが設定された購入者データファイル35を作成し、この購入者データファイル35に、当該免税受付データに含まれる証明物に記録された情報を記憶する第1の記憶手段を構成する。

【0079】

受付端末50のCPU501は、免税受付データを送信し終わると、例えば送信完了を示すメッセージをタッチパネル507に表示させる。以上でCPU501は、非居住者に対する受付処理を終了する。

【0080】

免税受付データの送信完了を示すメッセージを確認した受付カウンタ5の業務担当者は、免税カードCまたは免税シートSを非居住者に渡す。免税カードCまたは免税シートSのどちらを渡すかは、前述したように施設2毎に決まっている。非居住者は、施設2内の各免税店4において、免税カードCまたは免税シートSを提示することにより、免税制度を活用して商品を購入することができる。

【0081】

免税店4の店員は、商品の購入者から免税カードCまたは免税シートSの提示を受けた場合、POS端末40を操作して、非居住者が購入する商品の販売登録を宣言する。例えばPOS端末40のキーボード408には、非居住者が購入する商品の販売登録を宣言するための宣言キーが配置されており、店員は、この宣言キーを入力する。そして宣言キーを入力した後、店員は、免税カードCに記録されたデータをカードリーダ412に読み取らせる。あるいは店員は、免税シートSに印刷されたバーコードをスキャナ411で読み取らせる。

【0082】

上記宣言キーが入力されると、POS端末40のCPU401は、図10の流れ図に示す手順の情報処理を開始する。

先ずCPU401は、Act11として購入者コードを受け取る。具体的にはCPU401は、カードリーダ412によって免税カードCのデータが読み取られると、そのデータを購入者コードとして受け取る。あるいはCPU401は、スキャナ411によって免税シートSのバーコードが読み取られると、そのバーコードを解析して得られるコードを購入者コードとして受け取る。ここにCPU401は、Act11の処理によって、購入者の購入者コードを受け取る第2の受取手段を構成する。

【0083】

次いでCPU401は、Act12として購入者コードを正当に受け取ることができたか否かを判定する。例えばカードリーダ412で読み取られたカードデータを解析したが、免税カードCに記録されているコードとコード体系が一致しない場合、CPU401は、購入者コードを受け取ることができなかつたと判定する。同様に、スキャナ411で読み取られたバーコードから得られたコードの体系が、旅券番号と日時情報とから生成される購入者コードと異なる場合、CPU401は、購入者コードを受け取ることができなかつたと判定する。購入者コードを受け取ることができなかつた場合(Act22にてNO)、CPU401は、例えばディスプレイ409に、「購入者コードを読み取れませんでした」等のエラーメッセージを表示させる。以上で、図10の情報処理を終了する。

【0084】

購入者コードを受け取ることができた場合(Act12にてYES)、CPU401は、Act13として取引バッファを初期化する。取引バッファは、1商取引として売買される商品のデータを記憶する領域であり、例えばRAM403に形成される。

【0085】

取引バッファを初期化したならば、CPU401は、Act14として商品登録の有無を確認する。具体的にはCPU401は、スキャナ411により商品に付されているバーコードが読み取られたか否か、キーボード408のキー入力により商品コードが入力された

10

20

30

40

50

か否か、またはタッチパネル 4 1 4 により商品キーがタッチ操作されたか否かを確認する。バーコードが読み取られるか、商品コードが入力されるか、若しくは商品キーがタッチ操作されると、商品登録有と認識する。

【 0 0 8 6 】

商品登録有と認識できなかった場合 (Act 1 4 にてNO)、CPU 4 0 1 は、Act 1 5 として登録確定操作の有無を確認する。具体的にはCPU 4 0 1 は、タッチパネル 4 1 4 の確定キーがタッチ操作されたか否かを確認する。確定キーがタッチ操作されると、登録確定操作有と認識する。

【 0 0 8 7 】

登録確定操作有と認識できなかった場合 (Act 1 5 にてNO)、CPU 4 0 1 は、再びAct 1 4 に進み、商品登録の有無を確認する。したがってCPU 4 0 1 は、Act 1 4 およびAct 1 5 の処理によって、商品登録が行われるか登録確定操作が行われるのを待機する。なお、この待機状態において、他のキー (置数キー、乗算キー、小計キー等) の入力を検知した場合には、そのキーに応じた処理を実行した後、再びAct 1 4 およびAct 1 5 の待機状態に戻る。

【 0 0 8 8 】

店員は、購入者が買い上げる商品のデータをPOS 端末 4 0 に登録する。例えば商品にバーコードが付されている場合、店員はそのバーコードをスキャナ 4 1 1 で読み取らせる。バーコードが付されていない場合、店員は、キーボード 4 0 8 から商品コードを入力するか、タッチパネル 4 1 4 から画面に表示されている商品キーをタッチ操作する。こうして、購入者が買い上げる全ての商品のデータを登録し終えたならば、店員は、確定キーをタッチ操作する。

【 0 0 8 9 】

Act 1 4 およびAct 1 5 の待機状態において、商品登録有と認識した場合 (Act 1 4 にてYES)、CPU 4 0 1 は、Act 1 6 として商品データの登録処理を実行する。この登録処理は、既存のPOS 端末で実行されている処理であるので、詳細については説明を省略する。POS 端末 4 0 においては、この登録処理により、購入者によって買い上げられる商品の販売に係る情報として、商品コード、商品名、価格、消費税金額、販売点数、販売金額を含む購入商品データが取引バッファに記憶される。

【 0 0 9 0 】

登録処理を終えると、CPU 4 0 1 は、再びAct 1 4 に進み、商品登録の有無を確認する。したがって、CPU 4 0 1 は、商品登録有と認識する毎に、Act 1 6 の登録処理を繰り返し実行する。かくして、取引バッファには、購入者によって買い上げられる商品の販売に係る情報が一括して記憶される。

【 0 0 9 1 】

Act 1 4 およびAct 1 5 の待機状態において、登録確定操作有りと認識した場合には (Act 1 5 にてYES)、CPU 4 0 1 は、Act 1 7 として商品登録済か否かを判定する。取引バッファに購入商品データが記憶されていない場合、商品登録済ではない。この場合 (Act 1 7 にてNO)、CPU 4 0 1 は、再びAct 1 4 に進み、商品登録の有無を認識する。

【 0 0 9 2 】

取引バッファに購入商品データが記憶されており、商品登録済であると認識した場合 (Act 1 7 にてYES)、CPU 4 0 1 は、Act 1 8 として免税購入データを生成する。具体的にはCPU 4 0 1 は、取引バッファに記憶された購入商品データに、Act 1 1 の処理で受け取った購入者コードと予め補助記憶デバイス 4 0 4 に設定されている店舗コードとを関連付けて、免税購入データを生成する。ここにCPU 4 0 1 は、Act 1 8 の処理によって、購入者が購入した物品の販売に係る情報を購入者コードと関連付けた免税購入データを生成する第 2 の生成手段を構成する。

【 0 0 9 3 】

CPU 4 0 1 は、Act 1 9 として免税購入データを管理サーバ 3 1 に送信する。具体的にはCPU 4 0 1 は、免税購入データを管理サーバ 3 1 へと送信するように通信インター

10

20

30

40

50



フェース406に通知する。この通知を受けて、通信インターフェース406は、ネットワーク7を介して免税購入データを管理サーバ31に送信する。ここにCPU401は、通信インターフェース406と協働して、免税購入データを管理サーバ31に送信する第2の送信手段を構成する。

【0094】

送信処理を終えると、CPU401は、Act20として購入明細レシートの発行を制御する。具体的にはCPU401は、取引バッファに記憶された購入商品データに基づいて購入明細レシートの印刷データを生成する。そしてCPU401は、この印刷データをレシートプリンタ410に出力して、購入明細レシートを印刷させる。印刷された購入明細レシートは、発行口から発行されるので、店員は、購入者に渡す。

10

以上で、CPU401は、非居住者が購入する商品の登録処理を終了する。

【0095】

免税購入データを受信した管理サーバ31のCPU311は、図13の流れ図に示す手順の情報処理を開始する。

まずCPU311は、Act61として受信データが免税購入データであるか確認する。受信データが免税購入データである場合(Act61にてYES)、CPU311は、Act62としてその免税購入データから購入者コードを取得する。そしてCPU311は、Act63としてその取得した購入者コードを含む購入者データファイル35を補助記憶デバイス314から読み出し、RAM313に展開して、購入者データファイル35をオープンする。

20

【0096】

次いでCPU311は、Act64として免税購入データから店舗コードを取得する。またCPU311は、Act65として免税購入データから購入商品データを取得する。免税購入データに複数の購入商品データが含まれている場合、CPU311は、いずれか1つの購入商品データを選択的に取得する。

【0097】

CPU311は、Act66として、Act64の処理で取得した店舗コードとAct65の処理で取得した購入商品データに含まれる商品コードとを検索のためのキーとして、免税品データベース34を検索する。そしてCPU311は、検索のためのキーと店舗コードおよび商品コードが一致するレコードの免税区分を判定する。すなわちCPU311は、Act67として免税区分が一般物品を表すものか確認する。免税区分が一般物品を表すものでない場合(Act67にてNO)、CPU311は、Act68として免税区分が消耗品を表すものであるか確認する。免税区分が消耗品を表すものでない場合(Act68にてNO)、CPU311は、Act72の処理に進む。このような手順は、対応する商品コードで識別される商品が免税対象外または非課税の商品である場合に実行される。

30

【0098】

一方、免税区分が一般物品を表すものである場合には(Act67にてYES)、CPU311は、Act69として一般物品購入レコードを生成する。すなわちCPU311は、Act64の処理で取得した店舗コードと、Act65の処理で取得した購入商品データの商品コード、品目名、購入点数、価格および消費税金額とから、一般物品購入レコードを生成する。また、免税区分が消耗品を表すものである場合には(Act68にてYES)、CPU311は、Act70として消耗品購入レコードを生成する。すなわちCPU311は、Act64の処理で取得した店舗コードと、Act65の処理で取得した購入商品データの商品コード、品目名、購入点数、価格および消費税金額とから、消耗品購入レコードを生成する。こうして、一般物品購入レコードまたは消耗品購入レコードを生成したならば、CPU311は、Act71としてこの生成したレコードをRAM43上の購入者データファイル35に登録する。その後、CPU311は、Act72の処理に進む。ここにCPU311は、Act67~Act71の処理により、免税購入データを受信したことに応じてその免税購入データに含まれる購入者コードが設定された購入者データファイル35に、当該免税購入データに含まれる物品の販売に係る情報を記憶する第2の記憶手段を構成する。

40

50

## 【 0 0 9 9 】

Act 7 2 では、C P U 3 1 1 は、免税購入データ内にAct 6 5 の処理にてまだ取得していない購入商品データが存在するか否かを判定する。存在する場合 (Act 7 2 にて Y E S )、C P U はAct 6 5 の処理に戻る。そして、以後の処理を上記と同様に繰り返す。

## 【 0 1 0 0 】

こうして、免税購入データに含まれる全ての購入商品データについて、Act 6 5 以降の処理を実行したならば (Act 7 2 にて N O)、C P U 3 1 1 は、Act 7 3 として購入者データファイル 3 5 の一般物品合計および消耗品合計の各データを更新する。具体的にはC P U 3 1 1 は、購入者データファイル 3 5 に登録されている全ての一般物品購入レコードの購入点数、価格、消費税金額をそれぞれ合計し、購入者データファイル 3 5 の一般物品合計データに上書きする。同様にC P U 3 1 1 は、購入者データファイル 3 5 に登録されている全ての消耗品購入レコードの購入点数、価格、消費税金額をそれぞれ合計し、購入者データファイル 3 5 の消耗品合計データに上書きする。

10

## 【 0 1 0 1 】

その後C P U 3 1 1 は、Act 7 4 としてR A M 4 3 上の購入者データファイル 3 5 を補助記憶デバイス 3 1 4 に上書き保存して、購入者データファイル 3 5 をクローズする。以上で、C P U 3 1 1 は、免税購入データの受信処理を終了する。

## 【 0 1 0 2 】

各免税店 4 での買物を終えた非居住者は、手続カウンタ 6 に赴く。そして非居住者は、業務担当者に免税カード C または免税シート S を提示する。

20

業務担当者は、非居住者から免税カード C または免税シート S の提示を受けた場合、精算端末 6 0 を起動させる。例えば精算端末 6 0 は、タッチパネル 5 0 7 がタッチ操作されると、起動する。精算端末 6 0 が起動すると、C P U 6 0 1 は、図 1 1 の流れ図に示す手順の処理、いわゆる精算処理を開始する。

## 【 0 1 0 3 】

先ずC P U 6 0 1 は、Act 3 1 として購入者データを受け取る。具体的にはC P U 6 0 1 は、タッチパネル 6 0 7 に、「免税カードのデータを読み取らせてください」または「免税シートのバーコードをスキャンしてください」等のガイダンスを表示させる。このガイダンスを確認した業務担当者は、非居住者が提示した免税カード C のデータをカードリーダー 6 0 9 で読み取らせる。あるいは業務担当者は、非居住者が提示した免税シート S のバーコードをスキャナ 6 0 8 で読み取らせる。カードリーダー 6 0 9 によって免税カード C のデータが読み取られると、C P U 6 0 1 は、そのデータを購入者コードとして受け取る。スキャナ 6 0 8 によって免税シート S のバーコードが読み取られると、C P U 6 0 1 は、そのバーコードを解析して得られるコードを購入者コードとして受け取る。ここにC P U 6 0 1 を主体とするコンピュータは、Act 3 1 の処理によって、物品購入に対して払い戻しを受けようとする購入者の購入者コードを受け取る第 3 の受取手段を構成する。

30

## 【 0 1 0 4 】

次いでC P U 6 0 1 は、Act 3 2 として購入者コードを正当に受け取ることができたか否かを判定する。例えばカードリーダー 6 0 9 で読み取られたカードデータを解析したが、免税カード C に記録されているコードとコード体系が一致しない場合、C P U 6 0 1 は、購入者コードを受け取ることができなかつたと判定する。同様に、スキャナ 6 0 8 で読み取られたバーコードから得られたコードの体系が、旅券番号と日時情報とから生成される購入者コードの体系と異なる場合、C P U 6 0 1 は、購入者コードを受け取ることができなかつたと判定する。購入者コードを受け取ることができなかつた場合 (Act 3 2 にて N O)、C P U 6 0 1 は、例えばタッチパネル 6 0 7 に、「購入者コードを読み取れませんでした」等のエラーメッセージを表示させる。以上で、精算処理を終了する。

40

## 【 0 1 0 5 】

購入者コードを受け取ることができた場合 (Act 3 2 にて Y E S)、C P U 6 0 1 は、Act 3 3 として管理サーバ 3 1 に対して購入者データファイル 3 5 を要求する。具体的にはC P U 6 0 1 は、Act 3 1 の処理で受け取った購入者コードを含む購入者データファイル

50

35の問合せコマンドを生成し、管理サーバ31へと送信するように通信インターフェース606に通知する。この通知を受けて通信インターフェース606は、ネットワーク7を介して問合せコマンドを管理サーバ31に送信する。

【0106】

問合せコマンドを受信した管理サーバ31のCPU311は、そのコマンド中の購入者コードがセットされた購入者データファイル35を検索する。そして該当する購入者データファイル35を検出したならば、CPU311は、その購入者データファイル35を問合せコマンド送信元の精算端末60に宛てて、ネットワーク7を介して送信する。

【0107】

問合せコマンドを送信したCPU601は、Act34として購入者データファイル35の応答有無を確認する。そして、購入者データファイル35の応答がなかった場合(Act34にてNO)、CPU601は、例えばタッチパネル607に、「購入者データを取得できませんでした」等のエラーメッセージを表示させる。以上で、精算処理を終了する。

【0108】

購入者データファイル35の応答があった場合には(Act34にてYES)、CPU601は、その購入者データファイルをRAM313のワークエリアに記憶する。そしてCPU601は、この購入者データファイルに対して以下の処理を実行する。すなわちCPU601は、Act35として免税点をチェックする。具体的にはCPU601は、購入者データファイル35に記憶されている一般物品合計データの金額(税抜価格の合計)が、免税点であると認定される下限金額「1万1円」以上か確認する。またCPU601は、購入者データファイル35に記憶されている消耗品合計データの金額(税抜価格の合計)が、免税点であると認定される下限金額「5千1円」から上限金額「50万円」までの金額範囲内か確認する。

【0109】

こうして、免税点をチェックしたならば、CPU601は、Act36として免税対象か否かを判定する。具体的には、Act35の処理で一般物品合計データの金額が一般物品に対しての免税点であると認定される下限金額以上の場合または消耗品合計データの金額が消耗品に対しての免税点であると認定される下限金額から上限金額までの範囲内の場合、CPU601は、免税対象であると認定する。一般物品合計データの金額が一般物品に対しての免税点であると認定される下限金額未満の場合または消耗品合計データの金額が消耗品に対しての免税点であると認定される下限金額未満または上限金額を超える場合、CPU601は、免税対象でないと認定する。ここにCPU601を主体とするコンピュータは、Act35およびAct36の処理により、購入者コードで識別される購入者による課税対象物品の買上合計金額が免税対象か否かを判定する判定手段を構成する。

【0110】

免税対象でないと認定された場合(Act36にてNO)、CPU601は、Act37として例えばタッチパネル607に、「免税対象ではありませんでした」等のメッセージを表示させる。またCPU601は、Act38として免税対象外データを生成する。この免税対象外データには、Act31の処理で受け取った購入者コードが含まれる。その後、CPU601は、Act46の処理に進む。

【0111】

一方、免税対象であると判定した場合には(Act36にてYES)、CPU601は、Act39として免税金額を算出する。具体的にはCPU601は、購入者データファイル35に記憶されている一般物品合計データの消費税金額と消耗品合計データの消費税金額との合算金額を算出する。こうして、免税金額を算出したならば、CPU601は、Act40としてタッチパネル607に免税金額を返金額として表示させる。例えばCPU601は、タッチパネル607に、「免税金額XXX円が返金されます」と表示させる。ここにCPU601を主体とするコンピュータは、タッチパネル607と協働して、課税対象物品に賦課された税額を返金額として表示デバイスに表示させる表示手段を構成する。なお、課税対象物品に賦課された税額を返金額として表示させる表示デバイスは、タッチパネ

10

20

30

40

50

ル607に限定されるものではなく、ペンタブレット62でもよい。

【0112】

業務担当者は、タッチパネル607の表示内容から、非居住者が免税対象であるか否かを認識できる。そして非居住者が免税対象である場合、業務担当者は、非居住者にペンタブレット62への署名(電子サイン)を要求する。

【0113】

免税金額(返金額)を表示させた後、CPU601は、Act41として電子サイン(電子署名)の入力を受け付ける。具体的にはCPU601は、外部機器インターフェース611を介してペンタブレット62からの筆跡データを取り込む。そしてCPU601は、この筆跡データを非居住者である購入者による電子サインデータとしてワークエリアに記憶する。

10

【0114】

次いでCPU601は、Act42として購入者データファイル35のデータに基づき購入者誓約書を作成する。購入者誓約書は、免税店4毎に作成する。

【0115】

購入者誓約書には、共通項目として、購入者(非居住者)の氏名、国籍、生年月日、旅券番号、等が必要である。CPU601は、これらの情報を購入者データファイル35の非居住者データから得る。また、購入者誓約書には、共通項目として、購入の年月日が必要である。CPU601は、購入者データファイル35の受付日時データから購入の年月日を得る。あるいは、時計部605で計時されている日時データから購入の年月日を得てもよい。また、購入者誓約書には、共通項目として、免税店4を営する事業者の氏名又は名称が必要である。精算端末60の補助記憶デバイス604には、各免税店4の店舗コードに関連付けてその免税店の事業者の氏名又は名称を設定したデータテーブルが保存されている。CPU601は、一般物品購入レコードおよび消耗品購入レコードに含まれる各店舗コードをキーとして上記データテーブルから事業者の氏名又は名称を得る。

20

【0116】

一方、購入者誓約書には、一般物品として区分される全購入品の品目名、数量および税抜価格とその税抜価格の合計とが必要である。CPU601は、これらの情報を購入者データファイル35の一般物品購入レコードと一般物品合計のデータとから得る。同様に、購入者誓約書には、消耗品として区分される全購入品の品目名、数量および税抜価格とその税抜価格の合計とが必要である。CPU601は、これらの情報を購入者データファイル35の消耗品購入レコードと消耗品合計のデータとから得る。

30

【0117】

また、購入者誓約書には、共通項目として、購入者の署名が必要である。CPU601は、RAM603に記憶した電子サインのデータを購入者の署名として得る。

【0118】

また、精算端末60の補助記憶デバイス604には、免税店に対する誓約内容を母国語にて記録した購入者誓約書のレイアウトデータが保存されている。CPU601は、購入者データファイル35の一般物品購入レコードおよび消耗品購入レコードに含まれる店舗コードの数だけ、購入者誓約書のレイアウトデータを得る。そしてCPU601は、レイアウトデータに、購入者データファイル35等から取得した記録項目のデータをそれぞれ配置することで、免税店4別の購入者誓約書の電子データを完成させる。

40

【0119】

次いでCPU601は、Act43として購入者データファイル35のデータを基に購入記録票等を発行する。購入記録票は、販売者の情報(氏名又は名称)と、購入者の情報(氏名、生年月日、旅券番号等)と、購入年月日と、購入商品に係る情報(品目名、税抜販売価格、販売点数、税抜合計金額等)と、注意事項とを記録したものである。このため、精算端末60の補助記憶デバイス604には、母国語にて注意事項を記録した購入記録票のレイアウトデータが保存されている。CPU601は、このレイアウトデータに、購入者データファイル35等から取得した記録項目のデータを配置することで、購入記録

50

票の印刷データを完成させる。そしてCPU601は、購入記録票の印刷データをプリンタ61へと出力することをプリンタインターフェース610に通知する。この通知を受けて、プリンタインターフェース610は、購入記録票の印刷データをプリンタ61に出力する。以上の処理により、プリンタ51が駆動し、購入記録票が発行される。

【0120】

ここに、CPU601は、Act42およびAct43の処理により、免税措置に必要な書面を作成する作成手段を構成する。なお、上記の説明では、免税措置に必要な書面として購入者誓約書と購入記録票とを例示したが、その他の書面、例えば消耗品注意ラベル等も同様に作成できるものである。

【0121】

次いでCPU601は、Act44として返金処理を行う。具体的にはCPU601は、Act39の処理で算出した免税金額（返金額）の出金データを出金機63へと出力することを外部機器インターフェース612に通知する。この通知を受けて、外部機器インターフェース612は、出金データを出金機63に出力する。以上の処理により、出金機63が駆動し、免税金額相当の現金が払い出される。ここにCPU601を主体とするコンピュータは、外部機器インターフェース612と協働して、出金機63に返金額相当の現金の払い出しを指令する指令手段を構成する。

【0122】

次いでCPU601は、Act45として免税精算データを生成する。具体的にはCPU601は、Act31の処理で取得した購入者コードに、時計部605で計時されている日時データ（精算日時）と、Act42の処理で作成した購入者誓約書の電子データとを付して、免税精算データとする。こうして、免税精算データを生成したならば、CPU601は、Act46の処理に進む。

【0123】

Act46では、CPU601は、Act45の処理で生成された免税精算データまたはAct38の処理で生成された免税対象外データを管理サーバ31に送信する。具体的にはCPU501は、免税精算データまたは免税対象外データを管理サーバ31へと送信するように通信インターフェース606に通知する。この通知を受けて、通信インターフェース606は、ネットワーク7を介して免税精算データまたは免税対象外データを管理サーバ31に送信する。

【0124】

免税精算データまたは免税対象外データを受信した管理サーバ31のCPU311は、図14の流れ図に示す手順の情報処理を開始する。

まずCPU311は、Act81として受信データが免税精算データであるか確認する。受信データが免税精算データである場合（Act81にてYES）、CPU311は、Act82としてその免税精算データから購入者コードを取得する。そしてCPU311は、Act83としてその取得した購入者コードを含む購入者データファイル35に、免税精算データに含まれる精算日時のデータを記憶する。

【0125】

次いでCPU311は、Act84として免税精算データから購入者誓約書の電子データを取得し、補助記憶デバイス314に保存する。以上で、CPU311は、免税精算データの受信処理を終了する。

【0126】

一方、受信データが免税精算データでない場合（Act81にてNO）、CPU311は、Act85として受信データが免税対象外データであるか確認する。受信データが免税対象外データである場合（Act85にてYES）、CPU311は、Act86としてその免税対象外データから購入者コードを取得する。そしてCPU311は、Act87としてその取得した購入者コードを含む購入者データファイル35を補助記憶デバイス314から削除する。以上でCPU311は、免税対象外データの受信処理を終了する。

【0127】

10

20

30

40

50

このように、本実施形態の免税処理システム1が構築された施設2では、受付カウンタ5にて旅券等の免税対象者であることを証明する証明物を提示した外国人旅行者等の非居住者は、受付カウンタ5の業務担当者から免税カードCまたは免税シートSの発行を受ける。その後、非居住者は、免税店4にて免税カードCまたは免税シートSを店員に提示して買物を行う。そして、施設2内での買物を終えたならば、非居住者は、手続カウンタ6に赴き、免税カードCまたは免税シートSを業務担当者に提示する。手続カウンタ6の業務担当者は、精算端末60にて免税カードCのデータまたは免税シートSのバーコードを読み取るための操作を行う。

【0128】

そうすると、精算端末60では、当該非居住者が施設2内の各免税店4で買い上げた商品の販売に係る情報が管理サーバ31から収集される。そして、この情報に基づき免税対象か否かが自動的にチェックされる。そして免税対象である場合、課税対象の商品に賦課された税額の合計、いわゆる免税金額が返金額としてタッチパネル607に表示される。また、手続カウンタ6では、この返金額相当の現金が出金機63から払い出される。

【0129】

したがって、従来、手続カウンタ6の業務担当者は、購入者（非居住者）が各免税店4から受け取ったレシートの情報を基に、購入者が購入した免税対象の物品を消耗品とそれ以外の一般物品とに区分けし、それぞれについて税抜き価格を合計して、免税対象か否かを判断していたが、このような手間が全て簡略化される。また、免税対象の場合に免税金額がいくらなのかという計算も不要となる。その結果、手続カウンタ6で行われる免税措置の手続が簡素化されるので、業務担当者の負担軽減、手続に要する時間短縮等の優れた効果を奏し得る。

【0130】

また非居住者は、各免税店4で旅券などを提示しない。このため、各免税店4が旅券の情報を読み取るためのOCR52を用意する必要はなく、ハードウェアとしては、スキャナ411とカードリーダ412とを備えた既存のPOS端末40をそのまま適用できる。したがって、設備コストをかけることなく容易に手続委託型の免税店に転換することができる。

【0131】

しかも非居住者は、各免税店4で旅券を提示しなくてよい。このため、旅券を落としたり盗られたりして紛失してしまうリスクを軽減できる。その上、非居住者は、手続カウンタ6でレシートを提示しなくてよい。したがって非居住者は、各免税店4で発行されたレシートを失くさないように財布等で保管する必要も無い。よって、非居住者にとっても大変効率的で使い勝手のよいシステムとなる。

【0132】

また、本実施形態の免税処理システム1においては、受付カウンタ5にてOCR52で読み取られた旅券等の証明物に記録された情報を基に、精算端末60で購入者誓約書、購入記録票等の免税措置に必要な書面が自動的に生成される。したがって、手続カウンタ6の業務担当者がこれらの書面を手書きで作成する必要もないので、この点からも業務担当者の負担を軽減でき、かつ手続に要する時間を短縮できる。

【0133】

また、精算端末60で作成された購入者誓約書は電子データとして管理サーバ31に転送され、保管される。したがって、購入者誓約書は各免税店4が免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間保管する義務があるが、本実施形態によれば、各免税店4が個々に購入者誓約書を保管する必要はなくなる。すなわち各免税店4の保管業務も簡略化できるメリットがある。

【0134】

なお、本発明は、前記実施形態に限定されるものではない。

例えば前記実施形態では、非居住者に対して免税カードCを発行するか免税シートSを発行するかのオプションを受付端末50で設定したが、このオプションを省略してもよい

10

20

30

40

50

。すなわち図9の流れ図において、Act2の処理にて“YES”と判定されると、Act5の処理に進むように制御プログラムを構成してもよい。若しくは、Act2の処理にて“YES”と判定されると、Act6の処理に進むように制御プログラムを構成してもよい。前者の場合は、免税カードCを使用する運用に限定される。したがって、POS端末40、受付端末50および精算端末60においてはカードリーダ412, 508, 609がなくともよい。後者の場合は、免税シートSを使用する運用に限定される。したがって、POS端末40、および精算端末60においてはスキャナ411, 608がなくともよい。

#### 【0135】

また前記実施形態では、受付端末50が、旅券番号と日時情報とから生成された購入者コードをバーコード化して免税シートSに印刷したが、カードリーダ508をカードリーダ・ライタとすることによって、免税カードCに旅券番号と日時情報とから生成された購入者コードを記録してもよい。同様に、受付端末50が乱数発生器を備え、乱数により一意の購入者コードを発生させて、この購入者コードのバーコードを印刷した免税シートSを発行してもよい。

10

#### 【0136】

また、前記実施形態では、精算端末60において外部機器インターフェース612に出金機63を接続し、返金額相当の現金を自動的に出金機63から払い出すようにした。この点に関しては、非旅行者が出金機63を操作して、返金額相当の現金を出金機63から払い出させるようにしてもよい。すなわち、図11のAct44の処理において、精算端末60のCPU601は、例えば図15に示すレイアウトの返金レシート8の印刷データを生成する。返金レシート8に記録されるバーコード81は、返金額を表すものである。CPU601は、この印刷データをプリンタ51へと出力するようにプリンタインターフェース509に通知する。この通知を受けてプリンタインターフェース509は、プリンタ51に印刷データを出力する。その結果、プリンタ51は、返金レシート8を印刷し発行する。発行された返金レシート8は、受付カウンタ6の業務担当者から非居住者に手渡される。非居住者は、出金機63が設置されている場所まで赴き、この出金機63に接続されたスキャナで返金レシート8のバーコード81をスキャニングする。そうすると、出金機63からバーコード81で表わされた返金額相当の現金が自動的に払い出される。ここにCPU601を主体とするコンピュータは、プリンタ51と協働して、返金額相当の現金の払い出しを行わせる情報が記録された媒体を発行する第2の発行手段を構成する。

20

30

#### 【0137】

また前記実施形態では、記憶装置としての機能を管理サーバ31に適用したが、管理サーバ31以外の装置、例えば受付端末50または精算端末60に記憶装置としての機能を適用することも可能である。例えば受付端末50に記憶装置としての機能を適用した場合、第1の送信手段は、CPU501がシステム伝送路511を介して免税受付データを記憶装置に送信することとなる。

#### 【0138】

また前記実施形態では、課税対象物品に賦課された税額を全額返金する場合を示したが、税額の一部を返金する場合にも、返金額の算出手法を変更することで実施可能である。また、免税の基準金額である免税点の金額についても、実施形態の額に限定されないのは言うまでもないことである。

40

#### 【0139】

なお、POS端末40、受付端末50および精算端末60の譲渡は一般に、制御プログラム等のプログラムがROMに記憶された状態にて行われる。しかしこれに限らず、コンピュータ装置が備える書き込み可能な記憶デバイスに、このコンピュータ装置とは個別に譲渡された制御プログラム等がユーザなどの操作に応じて書き込まれてもよい。制御プログラム等の譲渡は、リムーバブルな記録媒体に記録して、あるいはネットワークを介した通信により行うことができる。記録媒体は、CD-ROM, メモリカード等のようにプログラムを記憶でき、かつ装置が読み取り可能であれば、その形態は問わない。また、プログラムのインストールやダウンロードにより得る機能は、装置内部のOS(オペレーティ

50

ング・システム)等と協働してその機能を実現させるものであってもよい。

【0140】

この他、本発明のいくつかの実施形態を説明したが、これらの実施形態は、例として提示したものであり、発明の範囲を限定することは意図していない。これら新規な実施形態は、その他の様々な形態で実施されることが可能であり、発明の要旨を逸脱しない範囲で、種々の省略、置き換え、変更を行うことができる。これら実施形態やその変形は、発明の範囲や要旨に含まれるとともに、特許請求の範囲に記載された発明とその均等の範囲に含まれる。

以下に、本願出願の当初の特許請求の範囲に記載された発明を付記する。

[1] 受付装置および精算装置と、会計装置と、記憶装置とを含み、前記受付装置は、物品を購入する購入者が免税対象者であることを証明する証明物に記録された情報を受け取る第1の受取手段と、前記第1の受取手段で受け取った前記証明物に記録された情報を前記購入者を識別する購入者コードと関連付けた免税受付データを生成する第1の生成手段と、前記免税受付データを前記記憶装置に送信する第1の送信手段と、を具備し、前記各会計装置は、前記購入者の前記購入者コードを受け取る第2の受取手段と、前記購入者が購入した前記物品の販売に係る情報を前記第2の受取手段で受け取った前記購入者コードと関連付けた免税購入データを生成する第2の生成手段と、前記免税購入データを前記記憶装置に送信する第2の送信手段と、を具備し、前記記憶装置は、前記免税受付データを受信したことに応じてその免税受付データに含まれる前記購入者コードが設定された購入者データファイルを作成し、この購入者データファイルに、当該免税受付データに含まれる前記証明物に記録された情報を記憶する第1の記憶手段と、前記免税購入データを受信したことに応じてその免税購入データに含まれる前記購入者コードが設定された前記購入者データファイルに、当該免税購入データに含まれる前記物品の販売に係る情報を記憶する第2の記憶手段と、を具備し、前記精算装置は、物品購入に対して払い戻しを受けようとする購入者の前記購入者コードを受け取る第3の受取手段と、前記記憶装置にアクセスし、前記第3の受取手段で受け取った前記購入者コードが設定された前記購入者データファイルに記憶されている前記物品の販売に係る情報に基づいて、前記購入者コードで識別される購入者による課税対象物品の買上合計金額が免税対象か否かを判定する判定手段と、前記判定手段により前記免税対象であると判定されると、前記課税対象物品に賦課された税額を返金額として表示デバイスに表示させる表示手段と、前記判定手段により前記免税対象であると判定されると、前記第3の受取手段で受け取った前記購入者コードが設定された前記購入者データファイルに記憶されている前記証明物に記録された情報に基づいて免税措置に必要な書面を作成する作成手段と、を具備したことを特徴とする免税処理システム。

[2] 前記受付装置は、カード媒体に記録される前記購入者コードを受け取る第4の受取手段、をさらに備え、前記第1の生成手段は、前記第1の受取手段で受け取った前記証明物に記録された情報を前記第4の受取手段で受け取った前記購入者コードと関連付けた免税受付データを生成する、ことを特徴とする付記[1]記載の免税処理システム。

[3] 前記受付装置は、前記第1の受取手段で受け取った前記証明物に記録された情報から前記購入者コードを生成する第3の生成手段と、前記第3の生成手段により生成された前記購入者コードが印刷されたシートを発行する第1の発行手段と、をさらに備えたことを特徴とする付記[1]記載の免税処理システム。

[4] 前記精算装置は、出金機に対して前記返金額相当の現金の払い出しを指令する指令手段、をさらに具備したことを特徴とする付記[1]乃至[3]のうちいずれか1記載の免税処理システム。

[5] 前記精算装置は、出金機に対して前記返金額相当の現金の払い出しを行わせる情報が記録された媒体を発行する第2の発行手段、をさらに具備したことを特徴とする付記[1]乃至[3]のうちいずれか1記載の免税処理システム。

[6] 物品を購入する購入者が免税対象者であることを証明する証明物に記録された情報と前記購入者を識別する一意の購入者コードとを関連付けた免税受付データを受信した

10

20

30

40

50



ことに応じて、その免税受付データに含まれる前記購入者コードが設定された購入者データファイルを作成し、この購入者データファイルに、当該免税受付データに含まれる前記証明物に記録された情報を記憶する第1の記憶手段と、前記購入者が購入した前記物品の販売に係る情報と前記購入者の前記購入者コードとを関連付けた免税購入データを受信したことに応じて、その免税購入データに含まれる前記購入者コードが設定された前記購入者データファイルに、当該免税購入データに含まれる前記物品の販売に係る情報を記憶する第2の記憶手段と、を具備したことを特徴とする管理サーバ。

[7] 物品を購入する購入者が免税対象者であることを証明する証明物に記録された情報と前記購入者を識別する一意の購入者コードとを関連付けた免税受付データを受信したことに応じて、その免税受付データに含まれる前記購入者コードが設定された購入者データファイルを作成し、この購入者データファイルに、当該免税受付データに含まれる前記証明物に記録された情報を記憶する第1の記憶手段、および、前記購入者が購入した前記物品の販売に係る情報と前記購入者の前記購入者コードとを関連付けた免税購入データを受信したことに応じて、その免税購入データに含まれる前記購入者コードが設定された前記購入者データファイルに、当該免税購入データに含まれる前記物品の販売に係る情報を記憶する第2の記憶手段、を具備する管理サーバと通信する通信手段と、物品購入に対して払い戻しを受けようとする購入者の前記購入者コードを受け取る受取手段と、前記受取手段で受け取った前記購入者コードが設定された前記購入者データファイルに記憶されている前記物品の販売に係る情報に基づいて、前記購入者コードで識別される購入者による課税対象物品の買上合計金額が免税対象か否かを判定する判定手段と、前記判定手段により前記免税対象であると判定されると、前記課税対象物品に賦課された税額を返金額として表示デバイスに表示させる表示手段と、前記判定手段により前記免税対象であると判定されると、前記受取手段で受け取った前記購入者コードが設定された前記購入者データファイルに記憶されている前記証明物に記録された情報に基づいて免税措置に必要な書面を作成する作成手段と、を具備したことを特徴とする精算装置。

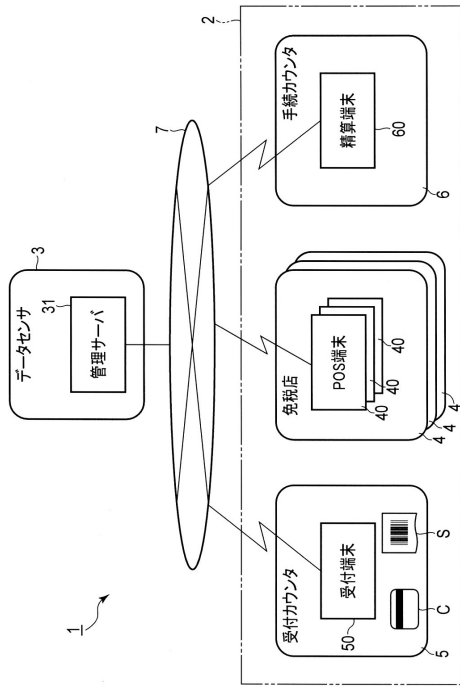
【符号の説明】

【0141】

1 ... 免税処理システム、2 ... 特定商業施設（施設）、3 ... データセンタ、4 ... 免税店、5 ... 免税受付カウンタ（受付カウンタ）、6 ... 免税手続カウンタ（手続カウンタ）、7 ... コンピュータネットワーク（ネットワーク）、8 ... 返金レシート、31 ... 管理サーバ、34 ... 免税品データベース、35 ... 購入者データファイル、40 ... POS端末、50 ... 受付端末、51、61 ... プリンタ、52 ... OCR、60 ... 精算端末、62 ... ペンタブレット、63 ... 出金機、C ... 免税カード、S ... 免税シート、311、401、501、601 ... CPU、411、608 ... スキャナ、412、508、609 ... カードリーダー、414、507、607 ... タッチパネル。

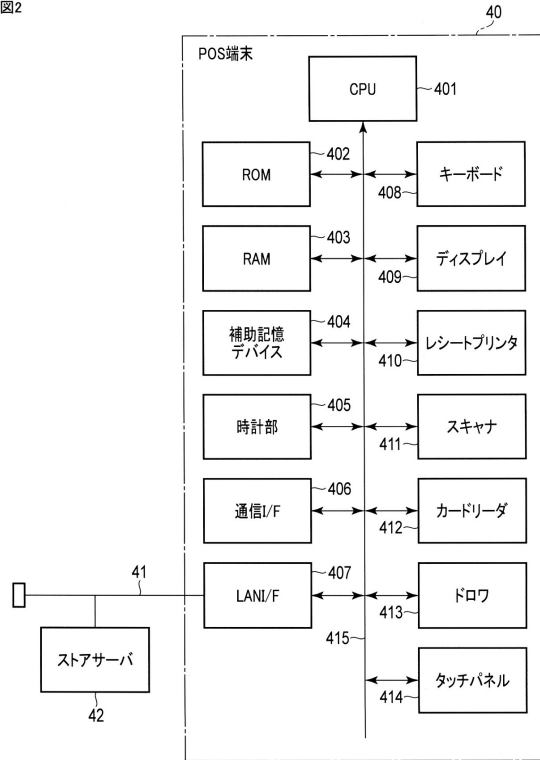
【図1】

図1



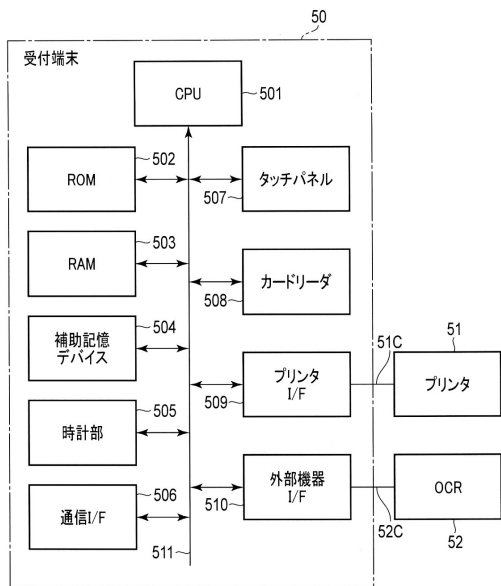
【図2】

図2



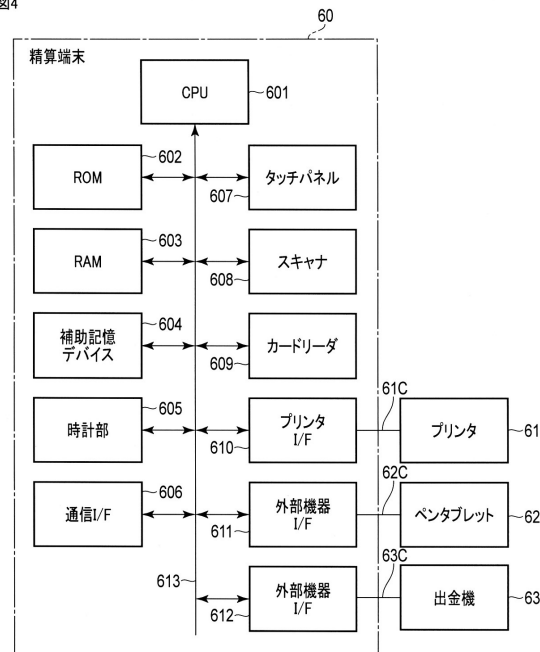
【図3】

図3

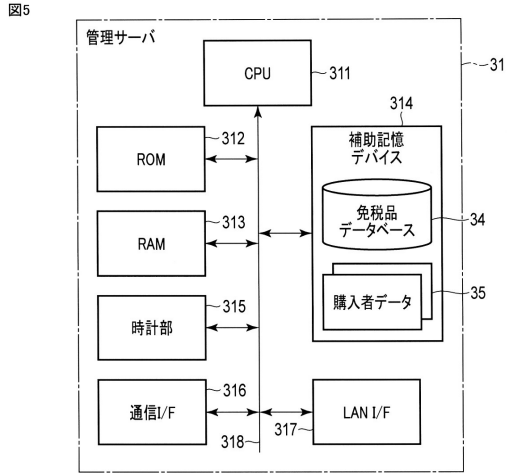


【図4】

図4



【図5】



【図7】

購入者コード	非居住者データ	受付日時	精算日時
一般物品購入レコード			
一般物品購入レコード			
...			
消耗品購入レコード			
消耗品購入レコード			
...			
一般物品合計		消耗品合計	

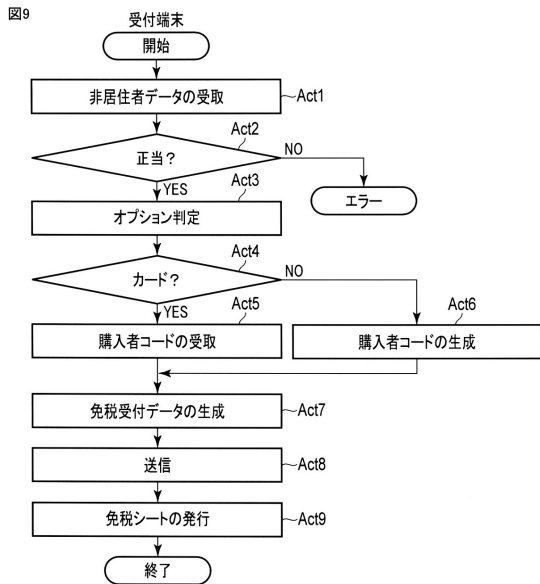
【図6】

店舗コード	商品コード	品目名	価格	消費税区分	免税区分

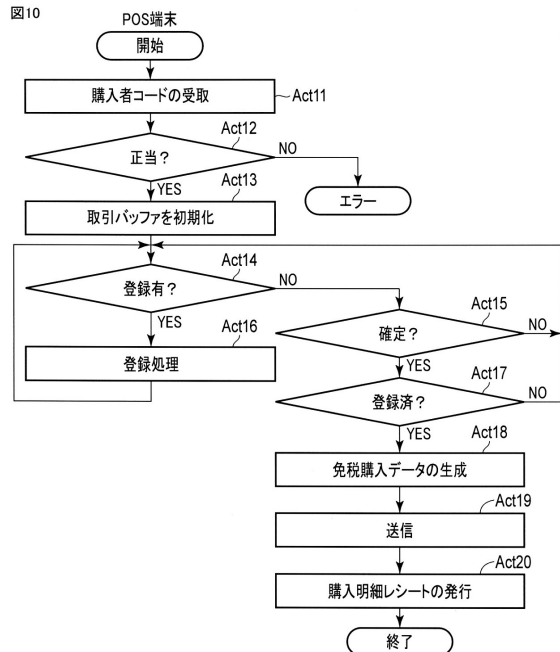
【図8】

店舗コード
商品コード
品目名
購入点数
価格
消費税金額

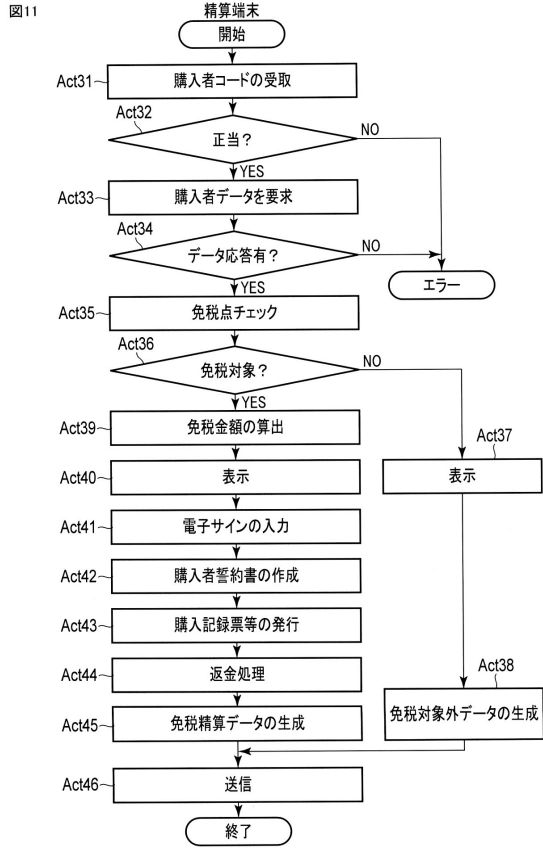
【図9】



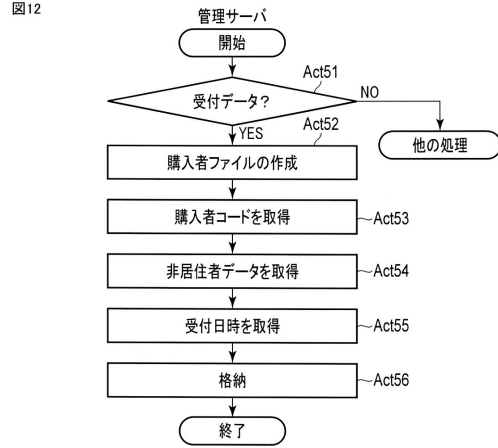
【図10】



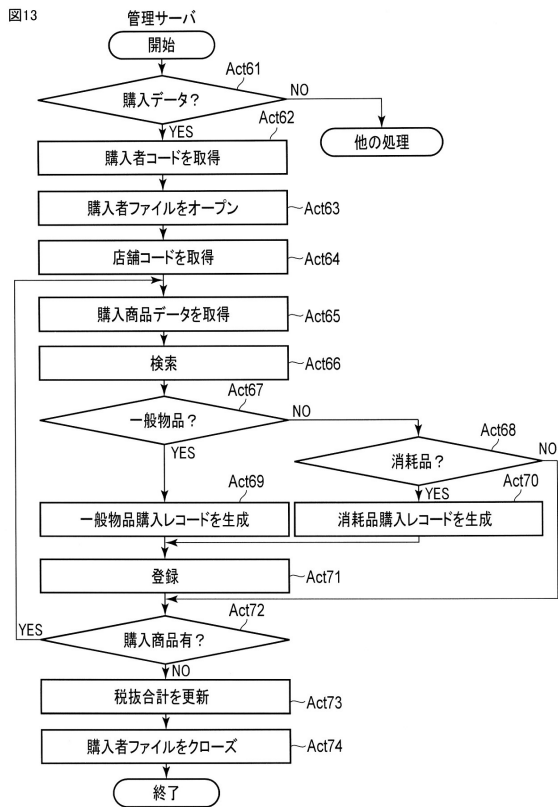
【図11】



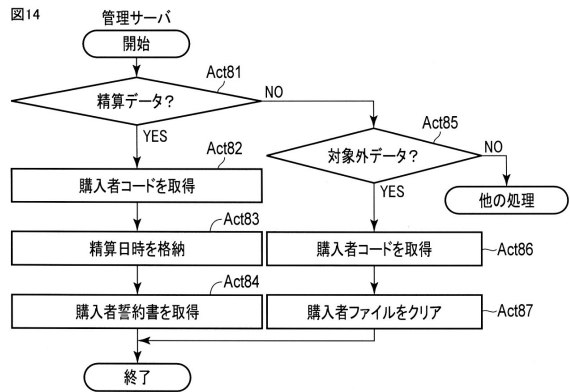
【図12】



【図13】



【図14】



【図15】



---

フロントページの続き

- (72)発明者 山口 満  
東京都品川区大崎一丁目11番1号 東芝テック株式会社内
- (72)発明者 中園 健士  
東京都品川区大崎一丁目11番1号 東芝テック株式会社内

審査官 渡邊 加寿磨

- (56)参考文献 特表2010-522925(JP,A)  
国際公開第03/036536(WO,A1)  
特表2013-534653(JP,A)  
米国特許出願公開第2011/0087537(US,A1)  
米国特許出願公開第2015/0127534(US,A1)  
米国特許出願公開第2006/0167705(US,A1)  
特開2015-129986(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06Q 10/00 - 99/00  
G16H 10/00 - 80/00